

平成30年9月11日
独立行政法人農畜産業振興機構

肉用牛肥育経営安定特別対策事業（牛マルキン）の
直接交付方式に係る補填金単価（概算払）について
【平成30年7月分】

平成30年7月に肥育事業者が販売した交付対象牛に適用する肉用牛肥育経営安定特別対策事業実施要綱（平成28年3月25日付け27農畜機第5583号）第6の9及び附則10の概算払の補填金単価については、下記のとおりです。

なお、補填金単価の確定値については、平成30年11月上旬に公表する予定です。

記

肉専用種	交雑種	乳用種
3,500円	67,600円	22,600円

- 注1：平成26年度から、四半期の最終月以外に販売された交付対象牛について、肥育牛補填金の概算払を行うこととしています。精算払については、四半期の最終月の補填金交付と合わせて行います。
- 2：概算払は、配合飼料価格安定制度の当該四半期の補填金がないと仮定して計算した額より4,000円/頭を控除した額としています。ただし、控除した額が1,000円/頭未満の場合は概算払を行いません。
- 3：補填金交付額に見合う財源が不足する場合等、上記補填金単価を減額することがあります。

連絡先

畜産経営対策部 肉用牛肥育経営課
担当：宅間、中野、井上
電話：03-3583-8562

(参考1)

平成30年度 牛マルキン補填金算定基礎

【平成30年7月】

(単位：円/頭)

区 分	肉専用種	交雑種	乳用種
粗収益 (A)	1,274,333	694,970	454,431
生産コスト (B)	1,282,686	774,625	484,026
差額 (C) = (A) - (B)	△ 8,353	△ 79,655	△ 29,595
暫定補填金単価 (D) = (C) × 0.9	7,500	71,600	26,600
補填金単価 (概算払) (D) - 4,000	3,500	67,600	22,600

粗収益 (A) = ① + ②	1,274,333	694,970	454,431
主産物価格 ① = a × b	1,264,214	690,250	450,398
枝肉市場価格 (円/kg) a	2,474	1,375	1,019
枝肉重量 (kg) b	511	502	442
副産物価格 ②	10,119	4,720	4,033
生産コスト (B) = ⑤ + ⑥ + ⑦ + ⑧	1,282,686	774,625	484,026
物財費 ③	1,174,505	719,893	447,576
もと畜費	814,782	397,808	191,957
飼料費	284,210	275,087	218,013
流通飼料費	282,587	274,104	215,962
麦類	11,412	797	925
とうもろこし	11,617	2,949	698
ふすま	11,151	449	343
かす類	7,722	7,737	4,391
配合飼料 (暫定値)	195,925	229,062	189,111
稲わら	23,908	12,362	8,165
その他	20,852	20,748	12,329
牧草・放牧・採草費	1,623	983	2,051
敷料費	11,756	7,456	9,487
光熱水料及び動力費	11,936	9,691	7,815
その他の諸材料費	161	188	255
獣医師料及び医薬品費	10,352	4,190	2,767
賃借料及び料金	5,100	2,749	3,817
物件税及び公課諸負担	4,952	2,396	2,179
建物費	12,406	10,305	6,277
自動車費	7,036	3,269	1,730
農機具費	9,854	6,020	2,753
生産管理費	1,960	734	526
労働費 ④	83,445	39,627	25,437
家族	77,187	34,240	23,760
費用合計 ⑤ = ③ + ④	1,257,950	759,520	473,013
支払利子 ⑥	13,768	4,843	2,297
支払地代 ⑦	542	286	158
と畜経費 ⑧	10,426	9,976	8,558

注1：補填金単価は100円未満切り捨て。

2：平成26年度から消費税抜きで算定。

(参考2)

主産物価格の内訳
【平成30年7月】

品種区分	枝肉取引区分	平均枝肉価格 (円/kg)	平均枝肉重量 (kg/頭)
肉専用種	28市場	2,460	512
	相対取引等	2,544	504
	計	2,474	511
交雑種	28市場	1,373	505
	相対取引等	1,380	497
	計	1,375	502
乳用種	28市場	1,041	445
	相対取引等	1,013	441
	計	1,019	442

注1 28市場とは、中央卸売市場10市場と指定市場18市場での取引から、地域算定に用いたデータを除外して算定。

2 相対取引等とは、次の道県における食肉センター等での取引である。

3 平成26年度から消費税抜きで算定。

【肉専用種】

北海道、秋田県、山形県、福島県、神奈川県、新潟県、岐阜県、滋賀県、奈良県、山口県、香川県、愛媛県、高知県

【交雑種】

北海道、青森県、岩手県、秋田県、山形県、福島県、千葉県、神奈川県、新潟県、滋賀県、奈良県、山口県、香川県、愛媛県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、鹿児島県

【乳用種】

北海道、青森県、岩手県、秋田県、山形県、福島県、千葉県、神奈川県、新潟県、滋賀県、奈良県、鳥取県、山口県、香川県、愛媛県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、鹿児島県